

用語解説

※50音順

ア
行

応急仮設住宅

災害救助法に基づき、災害により住家が滅失し、自らの資力では住家を確保することができない被災者に対し、応急的に提供する住宅のこと。プレハブ仮設住宅、借上げ公営住宅等、借上げ民間賃貸住宅の形態がある。

カ
行

借上げ民間賃貸住宅

宮城県が借り上げた民間賃貸住宅を応急仮設住宅としているもの。東日本大震災では、市内にある応急仮設住宅の約8割がこの形態となっている。

区社会福祉協議会

→「仙台市社会福祉協議会」の項を参照。

子育てふれあいプラザ

本市が設置する子育てを総合的に支援する施設で、愛称は「のびすく」。子育てをする市民への交流の場の提供、親子と一緒に過ごせる場の提供、子育てに関する相談、情報提供等を行っている。

コミュニティソーシャルワーカー

住民による地域保健福祉の課題の解決力を高め、地域の支援機関・団体をつないで支援を必要とする方の援助を行う専門職。制度の狭間の問題解決や、専門機関等による支援のネットワークづくりなどに取り組む。

サ
行

災害時要援護者

一人暮らしの高齢の方や障害のある方などで、大きな災害が発生したとき、災害情報の入手や自力で避難することが困難な方のこと。

サロン活動

一人暮らしの高齢の方や障害のある方、子育て家庭などが、身近な地域で集い、交流や仲間づくりを行うための活動。

市民活動サポートセンター

さまざまな分野の市民活動団体やNPO、ボランティアなど、非営利で公益的な活動をしている人たちや、これから活動しようと考えている人たちのための拠点施設として平成11年に開館。多様な市民活動がさらに活発になるように支援を行うとともに、市民・企業・行政の協働のまちづくりを推進していくことを目的として設置した。

市民後見人

→「成年後見制度」の項を参照。

サ
行

障害者相談員

市長より委嘱された見識の高い民間の協力者。身体障害者、知的障害者、または精神障害者の相談、助言を行っている。

障害者相談支援事業所

障害のある方などに対し、必要な情報提供、助言や障害福祉サービスの利用支援等を行う地域の相談窓口。虐待の防止や早期発見のための連絡調整、権利擁護のために必要な支援を行っている。

小地域福祉ネットワーク活動

地区社会福祉協議会が主体となって、町内会、民生委員、ボランティアなど、地域の関係者・関係機関のネットワーク化により実施している、高齢の方や障害のある方などを対象に見守りやサロン等の支援活動。

スクールカウンセラー

教育機関において、児童生徒の問題行動の防止や特別な支援が必要な児童生徒への対応、課題の早期発見と解決に取り組む業務に携わる、臨床心理士等の専門職。

成年後見制度

判断能力が十分ではない方の権利を擁護するため、家庭裁判所から選任された成年後見人等が、本人に代わって、財産の管理や生活上必要な契約等の手続きを行い、本人が安心して暮らせるように支える制度。

※市民後見人について

本市における市民後見人とは、親族の協力が得られず、また、法律等の専門家に対応を依頼するほどの問題のない方を対象に活動する、市民による後見人。権利擁護の視点や成年後見制度等に関する知識を学び、家庭裁判所から選任されたうえで、関係機関の支援や監督を受けつつ、本人と同じ市民の目線で後見活動を行う。

成年後見総合センター

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の十分でない方々が、自立した地域生活を送るために、成年後見制度の利用を支援する機関。仙台市社会福祉協議会内に設置されている。

仙台市社会福祉協議会（区社会福祉協議会を含む）

昭和 26 年に設立された、地域福祉の推進を目的とする民間団体で、住民ニーズ・福祉課題の明確化、住民の福祉活動の推進、関係機関・団体等の組織化や連絡調整の活動等を行う社会福祉法人。

平成 3 年には、全区に**区社会福祉協議会**が設置され、区を単位とした住民による福祉活動を推進している。

仙台市地域防災計画

災害対策基本法の規定に基づき、地震災害や風水害等の各種災害に対して、市民の生命、身体、財産を保護するとともに、被害を最小限に食い止めることを目的に、本市の防災に関する最も基本的な計画として本市が策定している行政計画。

タ行

地域支えあいセンター事業

仙台市社会福祉協議会による、市内の借上げ民間賃貸住宅に居住する被災世帯を対象にした、情報提供や相談所の設置、個別訪問、交流イベント、サロン活動を行う被災者支援事業。区ごとに常設の支えあいセンターを設置し、中核支えあいセンターがとりまとめを行っている。

地域包括支援センター

高齢の方が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、介護や医療、健康づくりなど、さまざまな面から支援を行う高齢者の総合相談窓口。介護予防サービスの紹介や関係機関との調整、虐待防止などの権利擁護活動を行う。

地域リハビリテーション

障害のある方がそれぞれの年代のあらゆる生活場面において、人間らしく生きる権利の回復を図るため、医学的リハビリテーションにとどまらず、保健福祉・就労・教育などに関する総合的な支援を行う一連の活動のこと。

地区社会福祉協議会

地域の福祉課題の解決や福祉のまちづくりの実現のために、住民が主体となり、概ね小学校区や地区連合町内会の範囲で組織された任意団体。小地域福祉ネットワーク活動や地域内の福祉活動の推進などを行っている。本市には、102の地区社会福祉協議会（平成24年1月現在）がある。

町内会・自治会

一定の地域に住む人々が日頃から親睦と交流を通じて連帯感を深め、地域に共通するさまざまな課題を住民同士が協力して解決し、ふれあいのある快適なまちづくりを目指して自主的に活動している住民自治組織。

ナ行

日常生活自立支援事業

認知症、知的障害、精神障害のある方等のうち、契約能力はあるものの判断能力が十分ではない方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助や金銭管理・あずかりサービスを行う事業。本市では、仙台市社会福祉協議会および各区社会福祉協議会内に設置されている「権利擁護センター（まもりーぶ仙台）」において事業を実施。

認知症サポーター

認知症を正しく理解し、認知症の方やその家族を、地域であたたかく見守り、支援を行っていくボランティアのこと。

ハ行

福祉委員

ボランティアとして、地区社会福祉協議会による見守りやサロンなどの小地域福祉ネットワーク活動を行っている地域福祉活動の担い手。地区によって、福祉員、ボランティア協力員などさまざまな名称がある。

ハ
行

福祉サービス第三者評価

事業者の提供する福祉サービスについて、第三者機関が客観的な評価を行い、その結果が公表されることで、福祉サービスを利用する市民が客観的な情報をもとにサービスを選択できるようにすることを目的とした事業。宮城県が認証した第三者評価機関が、福祉サービス事業者と契約を結び評価を実施。

福祉避難所

指定避難所で生活を続けることが困難な高齢者や障害者等の要援護者を二次的に受け入れるために開設する避難所。

保育所地域子育て支援センター・子育て支援室

育児不安等の相談・援助、育児講座、情報提供、園庭の地域開放、保育士の家庭訪問による育児相談などの子育て支援事業を実施するため、保育所内に専用の場所を設けている保育所。

ボランティアセンター

ボランティア活動の振興と地域福祉の推進を図る活動拠点として、仙台市社会福祉協議会および各区社会福祉協議会内に設置しているセンター。ボランティアを必要としている方とボランティアをしたい方の連絡調整を図るとともに、寄せられたボランティア情報等を広く市民に発信。

マ
行

民生委員児童委員

地域住民の生活実態を必要に応じ適切に把握し、支援を必要とする方の自立を助けるための支援を行う、厚生労働大臣の委嘱を受けた方。

ラ
行

老人クラブ

概ね60歳以上の方で構成される20名以上の組織で、社会奉仕やレクリエーション等の自主的な活動を行っている任意団体。